

第2次 鹿兒島県 男女共同参画 基本計画

平成25年度～29年度



はじめに

人権が尊重され、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いです。

しかしながら、性別による固定的な役割分担や差別的取扱い、それらによって生じる男女間の格差は、個人の悩みや生活上の困難の背景になるとともに、社会の様々な分野の発展を阻害する要因にもなっています。

男女共同参画社会づくりは、私たちにとって最も身近な人権にかかわる「性別」に焦点を当て、それに起因する様々な問題を解決することにより、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指す取組です。

この取組は、平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」を法的根拠に、国際社会の動向や国の施策も踏まえつつ、全国で展開されています。

本県においても、平成13年の「鹿児島県男女共同参画推進条例」制定後に初めて策定された「第1次鹿児島県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現を願う県民一人ひとりの思いと地道な活動に支えられながら、取り組んでまいりました。

このたび、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、今後5年間を計画期間とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画に基づき、各般の施策を「男女共同参画の視点」を踏まえて総合的、計画的に推進してまいります。

市町村、事業者及び県民の皆様とともに男女共同参画社会づくりに取り組み、一人ひとりが大切にされ、誰もが幸せを実感できる豊かな社会を、次代を担う子どもたちに確かに引き継ぐことができるよう、御支援、御協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました鹿児島県男女共同参画審議会委員の皆様、また、貴重な御意見をお寄せいただくなど御協力いただきました県民の皆様には心から感謝申し上げます。

平成25年3月

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	基本理念	2
4	基本目標	3
5	重点目標	3
6	戦略的取組	4
7	計画の期間	4
8	計画の体系	5

第2章 計画策定の背景

1	社会経済情勢等の変化	6
2	国・県・県内市町村の主な動き	9

第3章 計画の内容

1	施策の体系	11
2	重点目標別施策の方向と概要	
	重点目標1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し,意識の改革	15
	重点目標2 男女共同参画を正しく理解し,社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実	20
	重点目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進	25
	重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	32
	重点目標5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備	43
	重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	55
	重点目標7 男女ともに能力を發揮できる就業環境の整備の促進	62
	重点目標8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進	68
	重点目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進	72
3	戦略的取組	77

第4章 推進のあり方

1 県の推進体制	80
2 男女共同参画地域推進員やNPO, 事業者等との連携, 協働	81
3 市町村との連携, 協働	81
・男女共同参画の推進体制	82
・数値目標	83

資料編

1 用語解説	85
2 男女共同参画社会の形成の促進に関する国内外及び本県の動き(年表)	91
3 男女共同参画社会基本法	95
4 鹿児島県男女共同参画推進条例	101
5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	106

※本文中、*をつけた用語については、P85からの「用語解説」で解説しています。